

奈良県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定に基づき県営土地改良事業（県営ほ場整備事業・百済川向地区）計画を変更しようとするので、同条第十八項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月三日

奈良県知事 山下 真

一 縦覧期間

令和六年九月四日から同月二十五日まで

二 縦覧場所

橿原市役所及び広陵町役場

三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対し意見書を提出することができる。